

委員から示された意見・質問等の一覧

区分	意見・質問等の要旨(※)	3月16日配布の資料1の該当頁	提出委員
1 「はじめに」 「第1」部分	「はじめに」の部分で、「平成31年1月に明らかとなった不適切事案」によって、「公的統計の信頼回復」が求められることとなったとあるが、計画改定の背景、現状認識、今回の改定の考え方を、より明確に記述してはどうか。	P1～2	神田委員
2	今回の変更により、新たな取組を盛り込み、リスク管理を強化することには賛成である。しかし、リスク管理の強化により、公的統計の変革が後退するという誤解を与えることのないようにすべき。「はじめに」又は「第1」の部分において、今回の変更が、新しい時代にふさわしい公的統計の変革を行うための積極的な意味合いを持つ旨を追記できないか。	P1～8	野呂委員
3 総合的品質 管理	「(4)ア」冒頭に記載されている報告者の負担軽減、統計の作成・提供の効率化は、依然として重要な課題だと思うが、PDCAサイクルと一緒に箇所に論じているため、効率化の位置づけがあいまいになっている。統計の作成・提供の効率化と品質管理はいずれも大きな柱なので、別々に整理する、あるいは、同じ節に書くのであれば、両者を関連づけて書く必要があるのではないか。	P30～31	神田委員
4	「幹事による事後検証」、「統計監理官等による第三者監査」、「統計分析審査官による分析審査」等の役割分担、実施のタイミング、頻度等についてのイメージがつかみづらい。	P31	中村委員
5	今回の変更の大きな目的の一つは、PDCAサイクルを導入することで品質管理を行うことを正式に決定することだと思う。しかし、原案では、「このため」以下に書かれた数々の取組のうち、どれがPDCAサイクルに該当するのか分かりづらい。品質プロセスの管理をするという点では、PDCAサイクルの取組を明確に規定することが必要だと考える。 (注)「・・・調査計画等の見直しに反映する(PDCAサイクル)ほか、・・・」が全体の構成を分かりにくくしているように思える。	P31	神田委員
6	品質保証については、第Ⅱ期基本計画にも記載があり、平成22年から取り組まれているとのことであるが、これまでの取組が、今回の不適切事案を防止できなかった理由について明記した上で、PDCAサイクルを導入する必要があるのではないか。原案では、これまでの品質保証の取組について総括することなく、PDCAサイクルを導入しているように受け止められる懸念がある。	P31	神田委員
7	BPR手法による検証について、誤りが発生している統計などが例示されているが、これらの統計を、どのような方法で特定していくのか。	P74	川崎委員

区分	意見・質問等の要旨(※)	3月16日配布の資料1の該当頁	提出委員
8	統計委員会の「要求事項」の取りまとめの内容が不明確。統計委員会の本来の役目は統計精度の向上を目指すことにあり、それについては、建議や諮問審議での課題提示等の仕組みがある。したがって、この「要求事項」は、業務プロセスに関することだと考えるが、どのように取りまとめるのか。もし個別統計毎の業務プロセスについて要求事項を作成するとすれば膨大な量になるのではないか。具体的なイメージを提示してほしい。	P74	宮川委員
9	調査計画を一元的に閲覧できるようHPに掲載することについて、統計利用者にとって利用上の便宜に資するとの視点を忘れずに取り入れてほしい。調査計画の一覧を掲載するサイトは、統計データの所在案内としても優れた役割を担い得るので、その観点からサイトを設計し、e-Statの中の機能に位置付けてほしい。	P32	川崎委員
10	「政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定」とあるが、ここで対象とする統計としてどのようなものを視野に入れるか。この種の統計には様々な種類のものがあり得る中、やみくもに「ガイドライン」を作成しようとしても、作成しにくかったり、非現実的なものとなったりするおそれがあり、何を対象としようとしているのか、議論をきちんとしておくことが必要。	P76	川崎委員
11	統計法施行状況報告の見直し具体的な内容が不明。統計委員会の主たる任務は、統計技術的な観点から政府統計の精度を向上させることにある。今回の基本計画の改訂の主眼は統計作成プロセスの改善にあるが、これは本来ならば通常業務としてなされてしかるべきことを繰り返している部分もある。これと統計精度の向上の仕事が混同されることは適切ではなく、統計委員会の本来の役割を損なうことなく見直しが行われることが必要である。	P32	宮川委員
12	統計コストの3年間で2割削減の部分は、統計作成・提供の効率化に係る内容であり、PDCAサイクル等の取組とは性格が異なる。記載の整理が必要である。	P32	神田委員
13	統計の重要度に応じた管理	P32～33	神田委員
14	統計の重要度に応じた管理 統計の重要度に応じた管理について、他の部分と比較して曖昧な記述になっている。具体的に誰が重要な統計とそれ以外を区分し、リソースの集中、業務軽減を検討することになるのか、どういう段取りで進めるのか、できるかぎり明記してほしい。	P33	野呂委員
15	「必要性の低下した統計の廃止」の意味としては、現在の利用が少ないという意味だけでなく、他(府省)の統計で代替できるために必要性が低いという意味も含まれているという理解でよいか。また、基幹統計、一般統計全般について、類似した統計や重複した統計については、府省を超えた統合も必要ではないか。 今ある統計の統合や廃止を検討した上で、残った統計について、管理の濃淡を検討すべきではないか。	P33	野呂委員

区分	意見・質問等の要旨(※)	3月16日配布の資料1の該当頁	提出委員
16	統計部局による広範な支援	「統計監理官」となる者の例示として、「若手研究者」が挙げられているが、統計作成プロセスを監査するのに相応しい存在といえるのか。	P81 中村委員
17	専門人材の育成	「統計データアナリスト」「統計データアナリスト補」の記載があるが、これらの資格は既存の資格か、あるいは、新設の資格か。 新設の資格であるとしたら、どのような人が資格取得の対象となるのか(資料1では、公的統計作成部局(すなわち官)だけの資格のようにも読める)。また、その資格を持っていると、どのような業務を行うことが認められるようになるのか。	P42、85 野呂委員
18		資格を新設するのであれば、統計一般の専門知識のパーツと、行政内部の業務知識のパーツに分けて、統計一般の専門知識のパーツについては、学会や産業界、学生等にも開放し、国民全体の統計リテラシーを向上させる資格とすべきではないか。 その場合、「この資格を持つと、こういう業務ができる」といった、業務独占資格あるいは設置義務資格にできないか(単なる名称独占資格では限界がある)。	P42 野呂委員
19		「統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる」資格の基準や授与、対象者については、実効性を担保する上で、どの組織がどのような視点で議論を進めるのか、明記する必要があるのではないかと。資格の内容とともに、公務員としてのキャリアの位置づけ、職場環境なども議論する必要があると思う。	P42 神田委員
20		人材育成に関する研修等が列挙されているが、「初任の幹部・管理職向けの研修」と「幹部候補育成課程」は別の課程と見做すが、後者は既存のものか。また、これと「統計職員の育成との連携」の意味が明確でないと思われる。	P85～86 中村委員
21	職場風土の確立等	「総合的対策においては、・・・不可欠である。」は、「総合的対策においては、・・・不可欠である」としては、」などの書き方が適切ではないか。	P43 中村委員
22		「統計職員バリュー」については、職員の倫理的な面や個人情報保護などに関する意識も含まれるのではないかと。作成に当たっては、そういったガバナンスに関わる側面も含めていただきたい。	P43 清原委員
23	基本計画の実施・運営	基本計画実施の責任者や基本計画のフォローアップの責任者が誰であるのか、原案では明らかにされておらず、漠然としている。「府省一体となった推進体制」やワーキンググループとは、どのようなものなのか。また、総務省の位置づけも明らかではない。本節で、計画を実施するためのガバナンスの体制を具体的に示す必要があると考える。	P44 神田委員
24		総合的品質管理に関して、PDCAサイクル、第三者評価、標準的業務マニュアルなどを導入することとされているが、取組の重複や漏れなどを除き、全体のバランスを見る「調整役」を具体的に指定する必要がある。	— 野呂委員
25		今回示された取組は、多岐にわたり、複雑なものも多い。リソースが限られている中、優先順位やメリハリを付けて進める必要がある。	— 川崎委員 津谷委員

区分	意見・質問等の要旨(※)	3月16日配布の資料1の該当頁	提出委員
26	各府省の幹事やアナリストになる者が前向きな意思を持って取り組んでいけるよう、取り組んだことに対して評価を与えられる仕組みが必要ではないか。	—	津谷委員
27	複数の項目にまたがる意見 「統計行政運営ビジョン」「統計職員バリュー」「PDCAサイクル」などについては、全く新しいものではない。既存の取組をグレードアップしていくことを考えてほしい。	—	川崎委員
28	<p>■第3 公的統計の整備に必要な事項</p> <p>1. 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用</p> <p>2. 統計の品質確保 (3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援</p> <p>4. 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等</p> <p>上記の3つの箇所については、品質管理で要求されている水準を超えた品質の改善を目指す上で重要な事項と思う。しかし、原案では、それぞれの箇所異なる書き方となっており、仕組みとして体系化されていない印象を受ける。重要事項として連結していることが分かる書き方とし、これらの検討を通じて「統計専門家が活躍できる分野を開拓していくという位置づけを与えることはできないか。</p> <p>特に、仕組みとして体系化されていない印象を受けたのは、1(1)の各府省の取組と、2(3)の各府省、統計研究研修所、統計委員会、総務省の4つ組織の取組、そして、4の統計部局による広範な支援を行う統計センターの役割分担が分かりにくいことが原因と思われる。</p>	—	神田委員

(※) 要旨については、委員が示された意見を事務局において集約したものであり、修正があり得る。